

答 申 第 9 3 8 号
令和 3 年 5 月 10 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会
会 長 西 村 裕



答 申

神戸市個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定に基づき、令和3年5月10日付け神こ家第765号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

神戸市商店街・小売市場お買い物券の発行に伴う
児童扶養手当受給者データの利用について
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

- 1 市内の商店街や小売市場で利用できるプレミアム付お買物券を発行するにあたり、ひとり親家庭に対して優先的に販売するため、こども家庭局家庭支援課が保有する児童扶養手当受給者情報を利用することは、コロナ禍において厳しい状況におかれたひとり親家庭への支援策として寄与し、公益に資すると認められるため、妥当である。
- 2 この場合、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、当該個人情報を適切かつ慎重に取り扱わなければならない。

神戸市商店街・小売市場お買い物券の発行に伴う
児童扶養手当受給者データの利用について
(条例第9条「利用及び提供の制限」について)

別紙
答申 938

【お買い物券の発行のために利用する情報項目】

○児童扶養手当受給者に関する情報

- ・漢字氏名
- ・カナ氏名
- ・生年月日
- ・郵便番号
- ・住所